

堺市 水道料金 口座振替納付依頼書 (収) (加)  
下水道使用料 自動払込利用申込書

堺市に支払う水道料金・下水道使用料を口座振替、又は自動払込により支払いたいので、約定(ゆうちょ銀行を除く)を確認のうえ、次のとおり依頼します。

水道の(使用場所)	住所	〒( ) TEL ( ) 番(自宅・勤務先)	
	(フリガナ)	最近6ヶ月以内の入居の場合記入	
	氏名	月 日 頃入居	
	お客様番号	「ご使用水量のお知らせ」等に記載されているお客様番号を左詰でご記入ください。	

(開始時期) 後日送付する「口座振替お取り扱い開始のお知らせ」でご確認ください。

\*お取引口座

口座名義人	住所	〒( ) TEL ( ) 番(自宅・勤務先)		金融機関 お届け印
	(フリガナ)			
	氏名			
ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行 信用金庫		本店・支店(支所)	
	信用組合 労働金庫 農業協同組合		出張所	
ゆうちょ銀行	金融機関コード	店舗コード	預金種目 1. 普通(総合) 4. 従業員 2. 当座 9. その他	口座番号(右詰でご記入ください)
	種目コード	契約種別	通帳記号	通帳番号(右詰でご記入ください)
	166	22	1 0 の	
払込先口座番号 00900-2-960035		払込日 堺市上下水道事業管理者が指定する日		
払込先加入者名 堺市上下水道事業管理者				

(約定)(ゆうちょ銀行を除く)

- 私(当社)の預金口座より、堺市上下水道局へ支払うべき水道料金等納入通知書が貴行(金庫・組合)に送付されたときは、私(当社)に通知することなく、納入通知書に記載の金額を上記指定口座より払出し、堺市上下水道局へお支払いください。
- 預金の払出し手続きについては、当座勘定取引約定書または預金規定にかかわらず、私(当社)が行うべき当座小切手の振出し、預金通帳及び預金払出し請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金口座の残高が振替指定日において、納入通知書の金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納入通知書を返却されても異議はありません。
- 私(当社)の都合により、この口座振替契約を解除するときは、口座振替停止届を提出するとともに貴行が必要と認めた場合には解除されても異議はありません。
- この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴行に迷惑はかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

(金融機関・ゆうちょ銀行へのお願い)

金融機関記入欄	口座振替納付依頼書(自動払込利用申込書)が不備の場合は、該当箇所にて○印をつけて右記住所宛に返送してください。	検印
	1. 印鑑相違	印鑑照合
	2. 預金取引なし	
	3. 店名相違(正当店名.....)	受付印
	4. 預金種目相違(.....)	
	5. 口座番号相違(.....)	
	6. 口座名義相違(.....)	
	7. その他(理由.....)	

本様式は、堺市上下水道局ホームページからダウンロードできる口座振替納付依頼書(自動払込利用申込書)です。(A4判)

(お問合せ先・返送先)  
堺市上下水道局 営業課  
TEL072(250)4274(直通)  
〒591-8505  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

